

Q	A
<p>【地域密着事業所】</p> <p>運営推進会議の取扱いについて現在、新型コロナウイルス感染予防のため、書面開催としているが、今後の開催方法について多治見市からの指示や助言はありますか？</p>	<p>国の指針に基づき令和5年5月8日から対面開催及びWEB開催のみが認められています。これを基本に感染対策に配慮し開催を検討してください。</p>
<p>【居宅介護支援事業所・地域包括支援センター】</p> <p>ケアプラン軽微な変更の取り扱いについて（3/31 事務連絡発出）の決定事項について、説明をお願いします。</p>	<p>ケアマネ協議会において議論の継続を依頼中。</p> <p>これまでの議論を踏まえていただければ、一任する予定（給付の適正化の観点から問題とならない中での議論をしていただいと認識しているところ）。</p>
<p>【居宅介護支援事業所】</p> <p>マイナンバーカードを利用し、マイナポータルから居宅届を出すことができないようにしてほしい。</p>	<p>利用者の利便性を高めるための全国的な取り組みの中で、届出手段を限定する方向への取り組みはできないと考えます。</p>
<p>【居宅介護支援事業所】</p> <p>居宅サービス計画書作成依頼(変更)届出書について</p> <p>他市では</p> <p>①「有効開始(変更)日」居宅介護支援を受け始める日、の欄があり、作成依頼届出日と同一でなくてもいい。</p> <p>②暫定利用時には届け出をしない。介護度確定後に速やかに「居宅サービス計画書作成依頼(変更)届書」を提出、届出書に「サービス利用開始」欄に遡った利用開始日を記載する。等、認められていますが、多治見市では届出日と提出日が同一であること、暫定利用時には支援介護両方の届け出をすること、となっています。①②の対応ではない理由が知りたいです。</p>	<p>有効開始(変更)日は「居宅介護支援を受け始める日」です。作成依頼届出日は届出日であり、上記「有効開始(変更)日」以前になります。</p> <p>暫定利用については、当然、事前に届け出るべきものと認識します。したがって、暫定利用の開始日までには保険者に届出が必要であり、日付の遡りは届出として不合理と考えます。</p> <p>但し、これまで「有効開始(変更)日」と「作成依頼届出日」を同日としていましたが、本日以降は契約等が完了していれば<u>利用開始日前の届出も可</u>とします。</p>